

鹿児島労基

定価 150円（会員の購読料は会費の中に含む）

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2025年（令和7年）

July 7 月号

【産業保健】うつ病者の復職（リワーク）支援 一相談窓口の紹介も含めて一



いおワールドにて 鹿児島水族館（鹿児島市）

【写真提供：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま.....	1
【産業保健】うつ病者の復職（リワーク）支援 一相談窓口の紹介も含めて一.....	2
職場における熱中症対策の強化について.....	3～4
STOP！熱中症.....	5
忘れていませんか？ 労働保険年度更新.....	6
労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から 電子申請ができるようになりました!!.....	7～8
アルバイトの労働条件を確かめよう！.....	9～10
人材開発支援助成金のご案内.....	11

令和7年5月末（速報値）業種別死傷災害発生状況.....	12
令和7年賃金構造基本統計調査にご協力ください.....	13
年次有給休暇を上手に 活用し働き方・休み方を見直しましょう.....	14
鹿児島働き方改革推進支援センターからのご案内.....	15
全衛連総合精度管理調査結果について.....	16
労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内.....	16
第84回全国産業安全衛生大会のご案内.....	17
令和7年9月の講習開催のご案内.....	18

さくらじま

ひとり飲みが好きで、その日の気分で河岸を選ぶ。主に天文館あたりでGoogleマップなどを使いつつツラリと歩いて途中で気になる店があれば暖簾をくぐる。予約をしないので断られることも多いのがこの方法の問題点ではあるが、楽しくもある。

「いらっしやい」も大将の活きのいい掛け声の時もある、女将の柔らかな声の時もある。あるいは学生バイトの元気な声もあり、そうかと思えば片言の時もある。

そういう時は人手不足を感じる。必ずしも日本人がよいというわけではなく、居酒屋のバイトはなんとなく大学生が食

事付きを当て込んで先輩から後輩へと引き継がれていくものだと思っていたが、どうやら最近ではそうでもないらしい。とはいえ、面接をすると大学時代のバイトは飲食店のようなので、必ずしも大学生が飲食店のバイトを避けているというわけでもないようだ。確かに中にはバイトをせずに部活やボランティアに励んでいる学生もいるので、相対的に若者が減っている中で学生頼みの飲食店のバイト環境はある程度崩壊してしまったと言えるのかもしれない。

そんなことを感じながら今宵も暖簾をくぐる。今夜はどんな「いらっしやい」が聞けるのだろうか。

うつ病者の復職（リワーク）支援 ー相談窓口の紹介も含めてー



鹿児島産業保健総合支援センター 産業保健相談員（メンタルヘルス）

鹿児島大学医学部保健学科長

鹿児島大学大学院保健学研究科長

教授 赤崎 安昭

労働政策研究・研修機構の調査によると、うつ病などのメンタルヘルスの不調を感じている人の13.3%が休職しており、世界保健機関（WHO）は、2030年に、うつ病は虚血性心疾患や交通事故、脳血管疾患を上回り、「健康な生活を障害する疾患」の第1位になると予測しています。さらに、日本の場合、社会経済面では、うつ病による経済的損失が2兆円とも3兆円とも言われており、メンタルヘルス問題は社会問題となっています。

厚生労働省は、事業所向けに「心の健康問題により休業した労働者の復職支援の手引き」を作成しました。しかし、「復職支援」は、事業所のみでは対応が困難ですので、メンタルヘルス問題を扱う医療機関が、うつ病者の復職（リワーク：return to work）支援に介入するようになりました。

本稿では、「リワーク支援」（「福祉リワーク」と「医療リワーク」がありますが、本稿では「医療リワーク」を取り上げました）の概要と相談窓口をご紹介します。まず、支援の概要ですが、「(1)復職準備性を高める、(2)復職する」という前提があり、「第1段階：個人で決めた（準備した）課題をする場に慣れる、第2段階：与えられた課題を遂行する自分について振り返る、第3段階：実際の実務に近い仮想業務を行い今後について考える」といった段階を経て進めていきます。さらに、プログラムの中には、認知行動療法、リラクゼーションのみならず、ミーティングを通して高度なコミュニケーションの実践および自己分析も行い、復職後に必要なスキルを習得する内容も盛り込まれています。しかし、「高い専門性」を求める事業所が増えている昨今、「復職のハードル」が高くなってきているため、医療施設側は事業所と連携を図るとともに、労働者および事業所の特性を踏まえた

テラーメイドかつアクティブなリワーク支援を提供する必要があります。

さて、2018年2月に設立された一般社団法人日本うつ病リワーク協会は、一定の基準を満たした医療施設を「医療リワーク認定施設」として認定する制度を導入しました。この認定制度は、質の高い「医療リワーク」の普及啓発およびそのプログラムに携わる医師やメディカルスタッフの教育研修の充実、適切な医療リワークプログラムを提供することができる医療機関を増やす目的でもあります。現在、鹿児島県内には数カ所の医療機関で「うつ病者のリワーク支援」が行われていますが、医療法人共助会三州脇田丘病院（鹿児島市宇宿）は、日本うつ病リワーク協会の審査を経て、令和7年3月28日付けで、南部九州では初めての「リワーク支援医療施設」として認定を受けました。

最後に、メンタルヘルス問題の相談窓口についてご紹介いたします。鹿児島県では、鹿児島産業保健総合支援センターがあります。本稿では「うつ病」を取り上げましたが、メンタルヘルス問題は「うつ病」だけではありません。最近では、例えば「大人の発達障害」などの問題もメンタルヘルス問題として取り上げられています。メンタルヘルス問題でお困りの方、その関係者の皆様は、第三者の専門家として、精神科専門医に相談（完全予約制）することもご検討ください。皆様が、心身共に健康で働くことができるようサポートいたします。

【参考資料】

- (1) 赤崎安昭、井手ノ上範樹、濱本美帆ほか、精神科21(4)、p480-489、2012年
- (2) 一般社団法人 日本うつ病リワーク協会<https://utsu-rework.org/certified/>

「令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます」

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

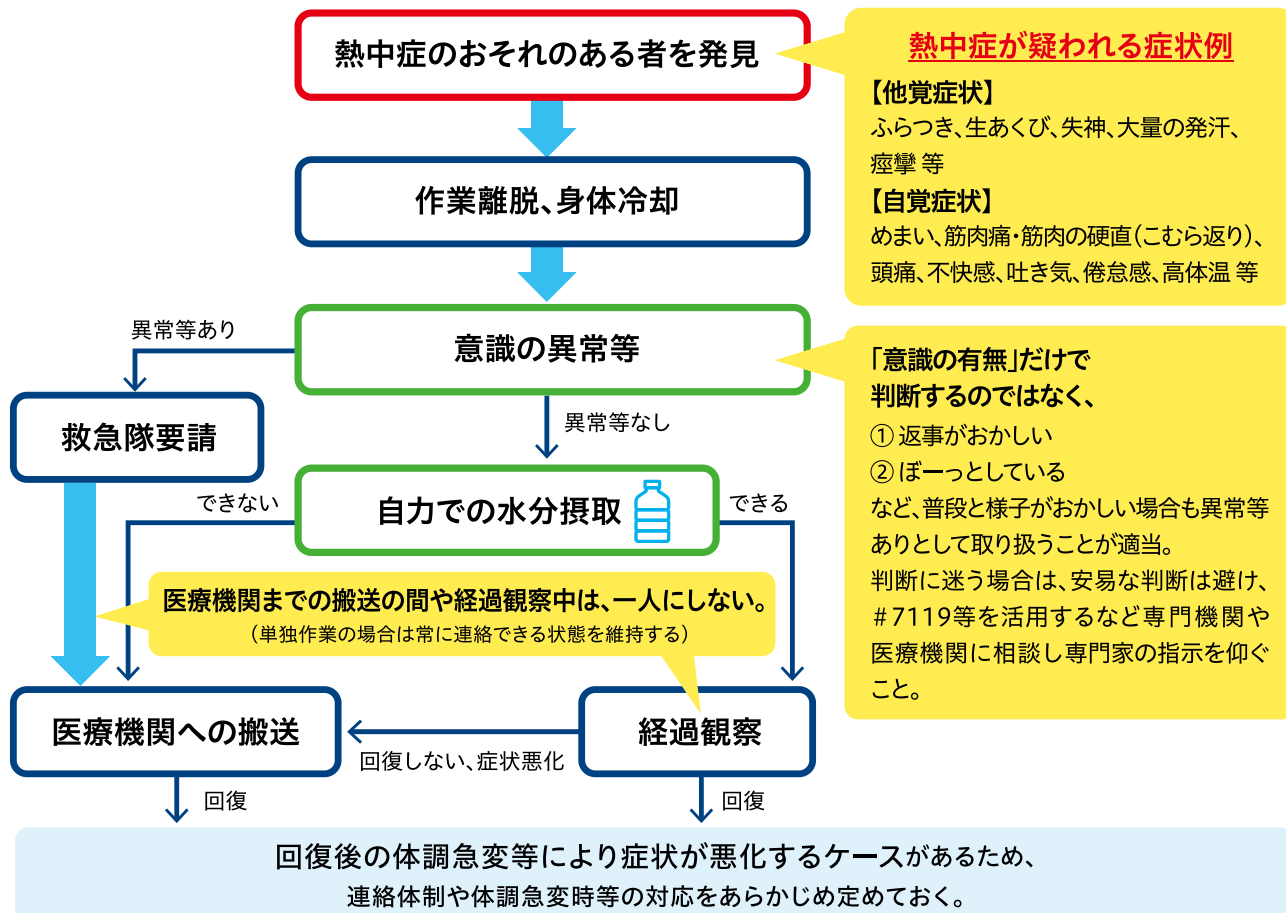
※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について



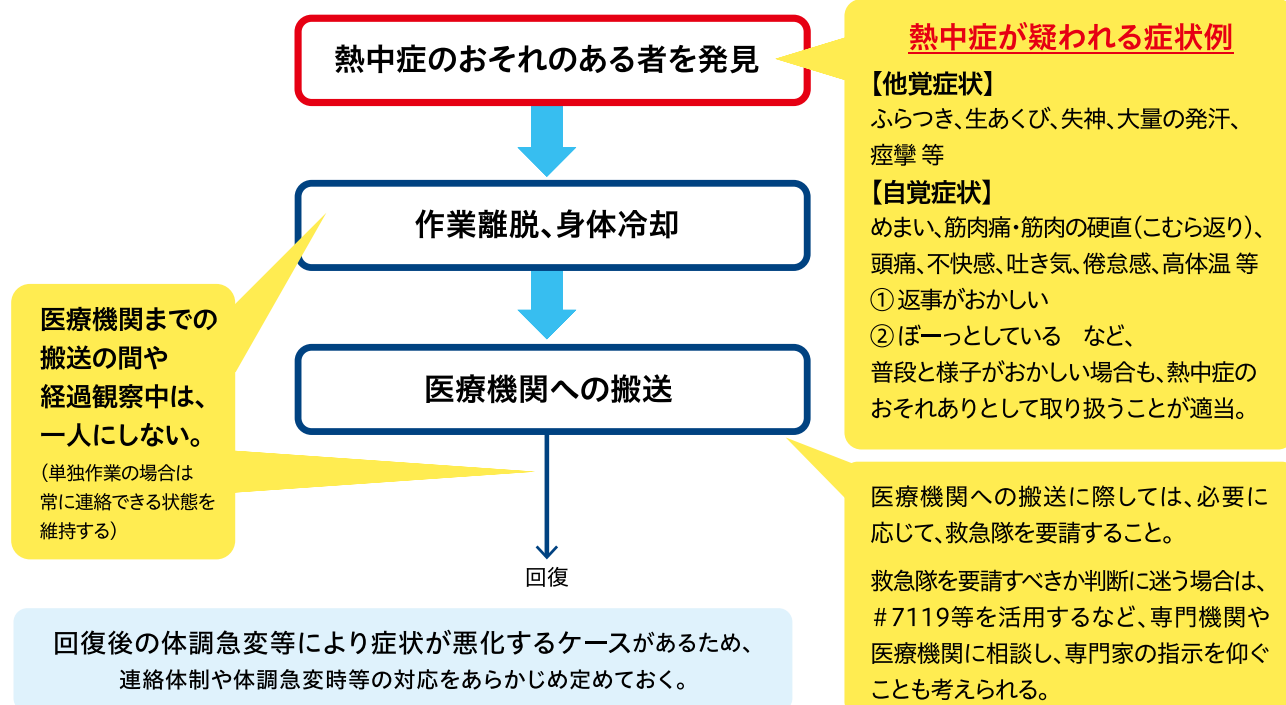
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。





熱中症による死亡災害は、そのほとんどが**初期症状・対応の遅れにより重篤化**していることから、本年6月1日を施行予定として、職場において熱中症のおそれのある労働者を**早期発見**し、作業からの離脱、身体冷却、医療機関への搬送等につなげられるよう、事業場ごとの報告体制の整備、これらの作業手順作成、関係労働者への周知等が**罰則付きで義務化**されることとなりました。



厚生労働省と中央労働災害防止協会（中災防）は、4月を準備期間、7月を重点取組期間とする「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（令和7年5月1日～9月30日）を積極的に展開し、職場の取り組みをサポートします。

発見の遅れがいのちに関わる一方、熱中症は適切な作業管理、作業環境管理、健康管理や労働衛生教育を行うことで、防ぐことができます。
適切な予防対策で、熱中症による死亡災害ゼロを目指しましょう。

中災防では、特設サイトにて熱中症の最新情報を公開しています

特設サイトはこちら

中災防 STOP! 熱中症

検索



全ての働く人々に安全・健康を ～Safe Work, Safe Life～

JISHA 中災防

特別民間法人 **中央労働災害防止協会**（中災防）

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

【TEL】 03-3452-6449 【E-mail】 koho@jisha.or.jp

お問い合わせは総務部 広報課まで

忘れていませんか？労働保険年度更新

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

労働保険年度更新手続きとは、前年度の労働保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための手続きです。

令和7年6月2日から始まりました年度更新ですが、その申告・納付期限は、7月10日（木）までとなっております。期限内の申告・納付をお願いします。

（※申告書の提出が遅れますと、法令により、保険料と追徴金（10％）の徴収が決定（認定決定）されることがあります。）

年度更新申告書は、記入漏れがないよう提出前にもう一度ご確認ください。

お問合せ・送付先

〒892-8535 鹿児島市山下町13-21

鹿児島労働局 労働保険徴収室

電話 099（223）8276

労働保険事務組合をご存じですか

労働保険事務組合とは

雇用保険、労災保険への加入手続きや保険料の申告・納付手続き、労働者の入社、退社のときの届出等の事務手続きがあるため、その事務手続きが負担と感じられている事業主の皆様も少なからずいらっしゃると思います。

そこで、事業主が行わなければならないこれらの事務処理を、厚生労働大臣の認可を受けた労働保険事務組合が、事業主に代わって一括して処理出来ることにしたのが、労働保険事務組合制度です。

事務委託出来る事業主は

常時使用する労働者の数（※個々の事業場ごとではなく、企業全体の労働者数）が

*金融、保険、不動産、小売業で1人以上**50人**以下

*卸売、サービス業で1人以上**100人**以下

*その他の事業で1人以上**300人**以下

であれば、委託することが出来ます。

事業主に代わって事務組合が行う事務処理は

事業主に代わって次の手続きを労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ行うことが出来ます。

- ①労働保険料の申告・納付に関する事務
- ②労働保険関係成立、雇用保険の事業所設置届等の提出等に関する事務
- ③雇用保険の被保険者に関する届出等の事務（個人番号関係事務を含む。）
- ④労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ⑤一般拠出金に関する事務

事務組合へ委託した場合のメリットは

- ①事務組合が一括して事務処理をしますので、事業主がその都度行う各種の手続き等の事務処理が軽減されます。
- ②労災保険には本来加入することの出来ない事業主や家族従事者も特別に労災保険（特別加入制度）に加入することが出来ます。
- ③労働保険料の納付については、概算保険料の多少にかかわらず3回に分けて納付することが出来ます。
- ④その他に、労働保険事務組合連合会が行う「労保連労働者災害共済制度」への加入や、委託された事業主に対しての各種の雇用保険制度活用のための事業主説明会への参加も出来ます。

中小事業主にとっては、事業主等の労災保険特別加入や事務処理の軽減が図れて非常に便利な制度です。



		3回分割		
		第1期（初期）	第2期	第3期
納期限	個別事業	7月10日	10月31日	翌年2月2日
	労働保険事務組合		11月14日	翌年2月16日

事務組合への加入に関するお問い合わせは

現在、県内各地に約120の団体が事務組合の認可を受けて労働保険の事務を行っております。既存の事業主はもとより、新規に事業を始めて労働者を雇用予定の事業主の皆様、事務組合への委託をお勧めします。加入についてのご相談、お問い合わせは鹿児島労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署や公共職業安定所（ハローワーク）へ

*鹿児島労働局のHPへも労働保険事務組合の名簿を掲載しております。
（鹿児島労働局トップ→各種法令・制度・手続き→労働保険関係→労働保険事務組合制度）

鹿児島労働局総務部労働保険徴収室
（住所）鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎
（電話）099-223-8276



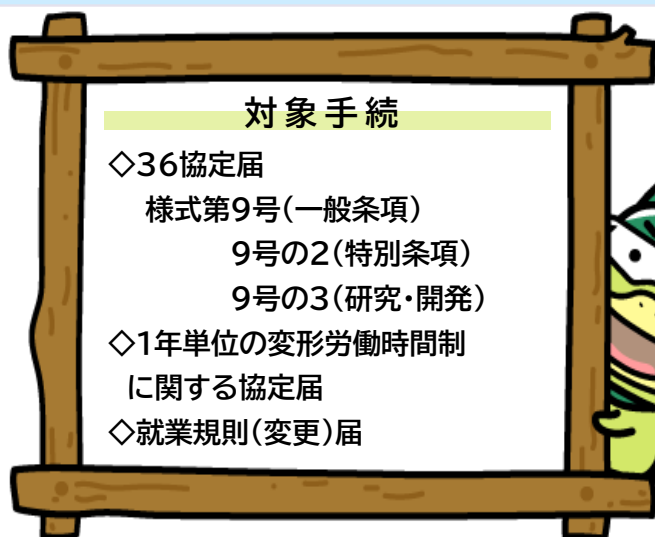
労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」から 電子申請ができるようになりました!!



「確かめよう労働条件」を使うと
4つの機能で電子申請が便利に!!

◇ 詳細は裏面へ

- 1 内容の異なる協定等の一括届出機能 → 作業負担を軽減!
- 2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能 → ファイル作成が不要!
- 3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能 → 検索作業が不要!
- 4 次回届出時のリマインド・複写機能 → 次回届出を効率化!



対象手続

- ◇36協定届
様式第9号(一般条項)
9号の2(特別条項)
9号の3(研究・開発)
- ◇1年単位の変形労働時間制
に関する協定届
- ◇就業規則(変更)届

以下のとおり検索いただき、
ウェブサイトアクセスして
ご利用ください。

確かめよう労働条件



ポイント1 内容の異なる協定等の一括届出機能

e-Gov電子申請では、協定等の内容が本社と異なる場合、事業場の数だけ別々に届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、協定等の内容が同一の事業場ごとにまとめて届出作業を行うことができ、また、作成した数種類の内容の異なる届出を一括して届け出すことができます。

ポイント2 本社一括届出のCSVファイル自動作成機能

e-Gov電子申請では、本社一括届出を行う際は「対象事業場一覧作成ツール」を用いて作成したCSVファイルを添付いただく必要がありますが、このポータルサイトを使えば、ポータルサイト上で入力した内容をもとに自動的にCSVファイルが作成・添付されます。

ポイント3 届出先の労働基準監督署の自動選択機能

e-Gov電子申請では、事業場の所轄労働基準監督署を検索して、届出先を確認する必要がありますでしたが、このポータルサイトを使えば、事業場の所在地情報を入力するだけで、所轄労働基準監督署が自動選択されますので、届出先誤りを防止することができます。

ポイント4 次回届出時のリマインド・複写機能

36協定届と1年変形届については、協定の有効期間が満了する30日前に、登録されたメールアドレスあてにリマインドメールを送信します。
また、e-Gov電子申請では、次回届出時には一から届出作業を行う必要がありますが、このポータルサイトを使えば、前回届出時の内容を複写して初期表示し、変更点のみ修正して届け出すことができます。

具体的な使い方は、ウェブサイトに掲載の利用案内をご確認ください

https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support_1.html



お問い合わせ先

Q. アカウントの作成方法がわからない

Q. ツールを操作していたらエラーが表示された

Q. 届出等の記載内容や法令・制度について教えて欲しい

Q. 本社一括届出について教えて欲しい

ツールの操作方法に関する
お問い合わせ先

以下リンク先の
お問い合わせ窓口

<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/support.html>



法令・制度に関する
お問い合わせ先

最寄りの労働基準監督署

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html



(R7.3)

事業主のみなさんへ アルバイトの 労働条件を確かめよう！



☒ チェックしてみましょう

- ☒ アルバイトを雇うときに、書面で労働条件を示していますか？
※労働者が希望した場合は、メール等（プリントできるもの）での明示も可能です。
- ☒ 勤務シフトは適切に設定されていますか？
（学生の場合は、学業と両立できるように配慮していますか？）
- ☒ アルバイトについても労働時間を適正に把握をしていますか？
※条件を満たしたアルバイトに有給休暇を付与していますか？
- ☒ アルバイトに、商品を強制的に購入させたりしていませんか？
- ☒ アルバイトの遅刻や欠勤に対してあらかじめ損害賠償額などを定めたりしていませんか？

1 アルバイトを雇う時も、書面による労働条件の明示が必要です。

- 会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件を明示する必要があります。特に次の7項目については必ず書面で明示しなければなりません。

- ①労働契約の期間について
- ②更新の有無、更新上限、更新する場合の判断基準などについて ※契約期間が有の場合
- ③仕事をする場所、仕事の内容、これらの変更の範囲について
- ④仕事の始業終業時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替のローテーションなどについて
- ⑤バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日について ※バイト代などの賃金も都道府県ごとに「最低賃金」を下回ることはできません。高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥退職時・解雇時のきまりについて
- ⑦無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件について
※有期労働契約が5年を超えて反復更新されたアルバイトの場合
※労働者が希望した場合には、メール等（印刷できるもの）による明示も可能です。

2 学業とアルバイトが両立できるようなシフトを適切に設置しましょう

- 学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整える必要があります。
- 採用時に合意したシフトの変更などについては、使用者が一方的に変更を命じることはできません。

3 アルバイトの労働時間も適切に把握することが必要です。

- アルバイトも、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適切に記録する必要があります。
- 業務に必要な準備や片付けの時間、研修・教育訓練を受講した時間も労働時間となります。
- アルバイトでも労働時間は1分単位で管理の上で残業代の支払いが必要です。

4 商品を強制的に購入させることはできません。 また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

- アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させる売買契約は公序良俗に反して無効となり、また不法行為として損害賠償責任が認められる可能性があります。

5 遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

- バイトの遅刻や欠勤などに対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。
- 遅刻を繰り返すなどの規律違反行為への制裁として、無制限に減給することはできません。

鹿児島労働局
監督課

TEL 099-223-8277

雇用環境・均等室

TEL 099-223-8239

平日夜間・土日祝の相談は
労働条件相談ほっとラインへ！
月～金:17時～22時 土・日・祝日:9時～21時

 0120-811-610

相談
無料



アルバイトを雇う際に
知っておきたいポイント

アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャンペーン実施中

令和7年4月1日～7月31日

人材開発支援助成金のご案内

鹿児島労働局職業対策課

【従業員の人材育成、スキルアップにご活用ください！】

事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための訓練を実施させた場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。人材開発支援助成金には以下の4つのコースがあります。

● 人材育成支援コース

10時間以上のOFF-JTや有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を実施した場合

● 教育訓練休暇等付与コース

有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合

● 人への投資促進コース

デジタル人材・高度人材を育成する訓練、労働者が自発的に行う訓練、定額制訓練（サブスクリプション型）等を実施した場合

● 事業展開等リスクリング支援コース

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合

○ お問い合わせ先 職業対策課助成金第二係 TEL：099-219-5101

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和7年4月分】

県内有効求人倍率 1.10倍（前月比0.01P減少）

全国平均有効求人倍率 1.26倍（前月と同率）

県内正社員有効求人倍率 1.04倍（前年同月比0.03P減）

全国正社員有効求人倍率 0.99倍（前年同月比0.03P増）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人が緩やかに減少しています。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

各種助成金のご案内

鹿児島労働局職業対策課

○産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、復帰した際の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた事業主（出向元）に対して当該事業主が負担した出向中の賃金の一部を助成します。

【お問い合わせ先】 職業対策課 助成金第一係 TEL：099-219-8713

○人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

事業主が雇用管理制度（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）又は業務負担軽減機器等の導入による雇用管理改善を行い、離職率の低下に取り組んだ場合に助成します。

○キャリアアップ助成金 社会保険適用時処遇改善コース

雇用する短時間労働者が、新たに社会保険の被保険者となった際に、賃金総額を増加させる等の取組に対して助成します。

【お問い合わせ先】 職業対策課助成金第二係 TEL：099-219-5101



令和7年5月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種 年	令和7年		令和6年		対前年			
					増減数		増減率	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	661	3	738	9	-77	-6	-10.4%	-66.7%
1 製造業	139	1	142	3	-3	-2	-2.1%	-66.7%
1 食料品製造業	87		91	3	-4	-3	-4.4%	-100.0%
4 木材・木製品製造業	4	1	9		-5	1	-55.6%	
9 窯業土石製品製造業	9		6		3		50.0%	
11～12 金属製品製造業	7		10		-3		-30.0%	
13～15 機械器具製造業	10		13		-3		-23.1%	
上記以外の製造業	22		13		9		69.2%	
2 鉱業	2		1		1		100.0%	
3 建設業	96		106	4	-10	-4	-9.4%	-100.0%
1 土木工事業	36		40	3	-4	-3	-10.0%	-100.0%
2 建築工事業	36		52	1	-16	-1	-30.8%	-100.0%
3 その他の建設業	24		14		10		71.4%	
4 運輸交通業	76		67	1	9	-1	13.4%	-100.0%
1 鉄道・航空機業	1				1			
2 道路旅客運送業	8		4		4		100.0%	
3 道路貨物運送業	66		63	1	3	-1	4.8%	-100.0%
4 その他の運輸交通業	1				1			
5 貨物取扱業	6		11		-5		-45.5%	
1 陸上貨物取扱業			4		-4		-100.0%	
2 港湾運送業	6		7		-1		-14.3%	
6 農林業	40	2	42	1	-2	1	-4.8%	100.0%
1 農業	18	1	18			1		
2 林業	22	1	24	1	-2		-8.3%	
7 畜産・水産業	22		37		-15		-40.5%	
8 商業	89		90		-1		-1.1%	
1 卸売業	16		13		3		23.1%	
2 小売業	65		67		-2		-3.0%	
3 理美容業	1				1			
4 その他の商業	7		10		-3		-30.0%	
9 金融・広告業	6		5		1		20.0%	
11 通信業	9		6		3		50.0%	
12 教育・研究業	3		5		-2		-40.0%	
13 保健衛生業	101		130		-29		-22.3%	
1 医療保健業	38		49		-11		-22.4%	
2 社会福祉施設	62		80		-18		-22.5%	
3 その他の保健衛生業	1		1					
14 接客娯楽業	29		33		-4		-12.1%	
1 旅館業	8		9		-1		-11.1%	
2 飲食店	12		15		-3		-20.0%	
3 その他の接客娯楽業	9		9					
上記以外の事業	43		63		-20		-31.7%	
10 映画・演劇業	1		1					
15 清掃・と畜業	23		38		-15		-39.5%	
16 官公署	2				2			
17 その他の事業	17		24		-7		-29.2%	
陸上貨物運送事業（4-3・5-1）	66		67	1	-1	-1	-1.5%	-100.0%
第三次産業（8～17）	280		332		-52		-15.7%	

- ① 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
 ② 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
 ③ 下段の陸上貨物運送事業（4-3・5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
 ④ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症感染者を除く。

令和7年賃金構造基本統計調査にご協力ください

鹿児島労働局 賃金室

鹿児島労働局賃金室では、毎年7月に賃金構造基本統計調査を実施しています。

対象となる事業主の皆様にはご負担をおかけいたしますが、調査票へご回答いただきますようお願い申し上げます。

賃金構造基本統計調査とは、どんな調査ですか？

A 「賃金構造基本統計調査」は、労働者の賃金の実態を、産業、地域、企業規模、雇用形態、就業形態、業種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数などの別に明らかにするための統計調査です。この調査は、国が実施する統計調査の中でも、最も重要な統計の一つとして、統計法に基づく「基幹統計」に指定されています。

賃金構造基本統計調査の対象は、どのように選ばれるのですか？

A 常用労働者5人以上の民営事業所及び10人以上の公営事業所の中から無作為抽出で選ばれた事業所が調査対象になります。令和7年の対象となる事業所は、全国で約8万事業所です。

調査は、どのような方法で実施するのですか？

A 対象となる事業所に調査関係書類を郵送でお届けします。7月31日までに、同封の調査票がオンラインでご提出ください。

調査結果はどのようなことに利用されますか？

A 調査結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されています。そのほか、各都道府県最低賃金の決定、労災保険の年金額の算定の資料、雇用・労働に係る国の政策等の基礎資料として活用されています。

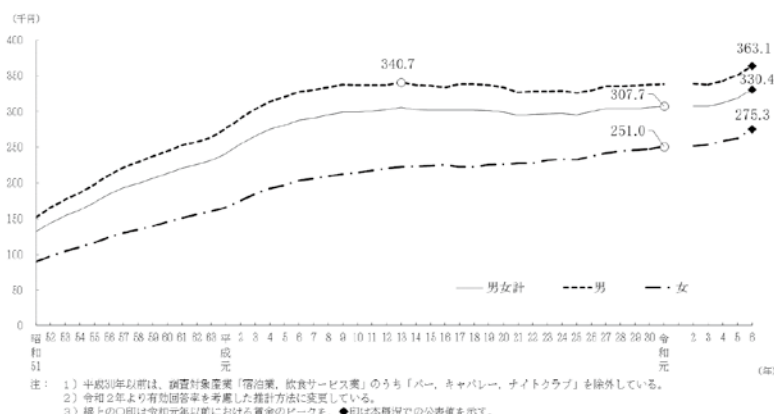
※ ご提出いただいた調査票の内容は、集計して統計を作成する目的のみに使用されます。税金徴収や監督指導の目的で利用することはありません。

調査の趣旨や重要性をご理解いただき、期限内の提出にご協力いただきますようお願い申し上げます。

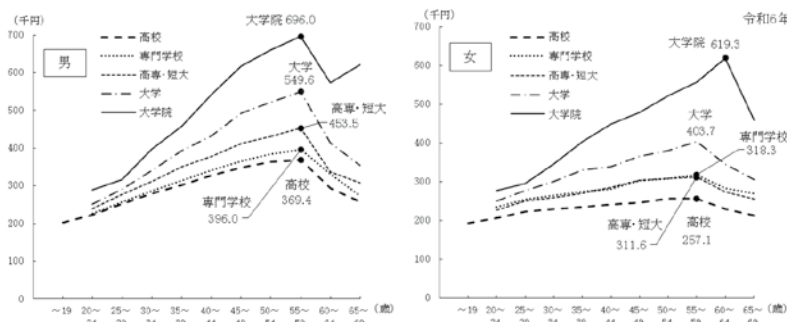
なお、ご不明な点がございましたら鹿児島労働局賃金室までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 鹿児島労働局賃金室 Tel099-223-8278

性別賃金の推移



学歴、性、年齢階級別賃金



年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。



厚生労働省 委託

《中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業》

鹿児島働き方改革推進支援センター

（受託者：全国社会保険労務士会連合会）

働き方改革って何をしたらいいの？

同一労働同一賃金がよくわからない 😞

生産性を上げて残業を減らしたい

賃金引上げ、人手不足解消は？

有給休暇の取得の進め方は？

利用できる助成金は？

就業規則を見直したいけど、どうしたらいい？

ハラスメント防止のためにすべきことは？

育児・介護休業はどう社内整備すれば？ 😞

くるみん、えるぼし認定を受けたい！



事業主・人事労務担当者のみなさまのご相談に専門家の

社会保険労務士がお応えいたします。

すべて無料

センターへの来所・
電話等の個別相談



コンサルティング
社会保険労務士が
企業を訪問し
相談支援



セミナーの開催
セミナーの講師
派遣



【鹿児島働き方改革推進支援センター】

鹿児島市鴨池新町6-6鴨池南国ビル11階
（鹿児島県社会保険労務士会事務局内）

※E-mail kagoshima@workstylereform.net

フリー
ダイヤル **0120-380-436**



ホームページ

<https://hatarakikataikaiku.mhlw.go.jp/consultation/kagoshima/>



全衛連総合精度管理調査結果について

（公社）鹿児島県労働基準協会
ヘルスサポートセンター鹿児島

公益社団法人全国労働衛生団体連合会（全衛連）は、労働安全衛生法に基づいて健康診断を実施している労働衛生機関の令和6年度における精度管理調査評価結果の概要を公表しました。

本会の健康診断機関であるヘルスサポートセンター鹿児島の精度管理調査結果を次のとおりお知らせ致します。

今後も働く人たちの健康確保と快適な職場環境づくりを目指し、優良な健康診断施設として高い精度を維持してまいりますのでご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

精度管理評価結果				
労働衛生	臨床検査	胸部X線	腹部超音波	胃X線
優	優	優	優	優

※優は、総合評価A評価合計点の平均が85点以上

第53回（令和7年度） 労働安全・労働衛生コンサルタント試験のご案内

（公社）鹿児島県労働基準協会

公益財団法人安全衛生技術試験協会より標記試験の周知依頼がありましたので下記のとおりご案内致します。
詳細につきましては、試験協会へお問い合わせ下さい。

1 試験の区分

- ◇ 労働安全コンサルタント試験
- ◇ 労働衛生コンサルタント試験

2 試験日

- 筆記試験 令和7年10月21日（火）
- ◎ 口述試験 あらかじめ指定する日

3 試験地

福岡県（九州安全衛生技術センター） 他

※口述試験は、試験案内書で確認されるか試験協会にお問い合わせ下さい。

4 受験申請書の受付

- (1) 提出先 （公財）安全衛生技術試験協会本部（郵送可）
- (2) 受付期間 ● 筆記試験 令和7年7月1日（火）から7月31日（木）まで（消印有効）
◎ 口述試験 令和7年11月1日（土）から11月15日（土）まで

5 受験申請書等

- (1) 頒布場所 試験協会本部又は当労働基準協会本部（TEL 099-226-3621）に準備してあります。
- (2) 頒布期間 令和7年5月7日（水）から11月15日（土）まで

詳細の問い合わせ先

（公財）安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター（福岡県久留米市）
電話 0942-43-3381

鹿児島労働安全衛生大会は10月31日（金）に開催します

特別講演

健康で安全な人生を手に入れる労働衛生
～職場で実践できる健康管理のポイント～
講師：徳永龍子先生（鹿児島純心大学名誉教授）

会場

川商ホール（鹿児島市民文化ホール）13時30分 開演

多数の参加をお待ちしています

◆主 唱

厚生労働省 鹿児島労働局

◆主 催

鹿児島県労働災害防止団体等連絡協議会

お問合せ先 鹿児島県労働災害防止団体連絡協議会事務局 鹿児島県労働基準協会内 電話 099-226-3621

第84回

全国産業安全衛生大会

IN 近畿大阪

Kinki Osaka

令和7年

開催期間 **9月10日水 12日金**

オンライン限定プログラム視聴期間：令和7年9月10日(水)～26日(金)
(※現地開催プログラムとは異なる内容です。現地開催プログラムの配信は行いません)

会場 **総合集会**
インテックス大阪 (大阪府大阪市)
分科会
インテックス大阪・ATCホール

参加費 一般 1名 16,500円(税込)
 中災防賛助会員 1名 8,250円(税込)

同時開催 緑十字展2025 インテックス大阪

総合集会 特別講演

「多様な生き方を実現するアバターと未来社会」

大阪大学基礎工学研究科 教授 ATR 石黒志特別研究所 客員所長 **石黒 浩氏**

参加お申込みは特設ウェブサイト(4月中旬オープン予定)から!
6月上旬より受付開始
<https://j-lppf2.jp/jisha-taikai2025/> 右のQRコードからアクセスできます



【主催】中央労働災害防止協会
 【協力】公益社団法人大阪労働基準連合会・近畿ブロック労働基準連合会(泉協会)
 【協賛】各都道府県労働基準協会(連合会)、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会
 【後援】厚生労働省、国土交通省、環境省、スポーツ庁、警察庁、NPO 財団法人、大阪府、大阪市、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、大阪商工会議所、東大阪商工会議所、大阪府中小企業団体中央会、大阪府商工会連合会、公益社団法人関西経済連合会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、公益社団法人日本保安用品協会(順不同/予定、申請中含む)

全ての働く人々に安全・健康を～ Safe Work, Safe Life～

JISHA 中災防
 Japan Industrial Safety & Health Association

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課
 TEL: 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>



令和7年9月 講習開催のご案内（7月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）

問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622
https://www.kakikyo.or.jp/seminar/



講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
技 能 講 習	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積み込み用及び掘削用)	【全科目者】 9/8～12 【科目免除者】 9/8～9	7/7 【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円 【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系（整地等）運転特別教育修了後3ヶ月以上の従事経験者
	玉 掛 け	9/8～10	7/7 【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	酸素欠乏・硫化水素危険 作 業 主 任 者	9/10～12	7/7 会員 21,340円 一般 22,110円	
	[普通自動車運転免許証等写し必要] 高 所 作 業 車 運 転	9/16～17	7/14 【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
	石 綿 作 業 主 任 者	9/18～19	7/14 会員 15,620円 一般 16,280円	
	車両系建設機械運転 (解体用)	9/25	7/28 会員 18,590円 一般 19,030円	【受講資格】 ・車両系建設機械（整地等）運転技能講習修了者
特 別 教 育	アーク溶接等	9/16～18	7/14 会員 18,810円 一般 22,110円	
	低圧電気取扱い	9/24～25	7/28 会員 16,170円 一般 19,470円	
そ の 他	職 長 教 育	9/25～26	7/28 会員 12,980円 一般 16,280円	

鹿屋地区での講習会のお知らせ

講 習 名	講 習 日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
技能講習 [普通自動車運転免許証等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 9/8～12	7/7	会員 31,900円 一般 32,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者

- 〈備考〉 1 当社の技能講習・特別教育等（衛生管理者免許試験準備講習を除く）を申し込むには予約が必要です。
2 申込書の提出時、予約番号の記入が必要となります。予約番号のない申込書は受理できませんのでご注意ください。
3 予約可能日時は平日（土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く）の8:30～17:00までです。予約開始日以降に予約可能となります。
4 定員に達した場合はWeb予約は終了となります。また、講習科目によっては日程を延長して実施する場合があります。
5 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。また、案内書をお取り寄せください。

令和7年8月9月 講習開催のご案内（7月Web申込開始分）

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

石綿調査者講習Web申込

検索

講習日	Web申込期間	受講料テキスト代(消費税込)	受講料 納入期限	会場	受講資格
8/19～20	7/9～11	38,280円	7/15	オロシティーホール	・石綿作業主任者技能講習修了者 ・その他

化学物質管理者講習（取扱事業場向け）

化学物質管理者講習Web申込

検索

講習日	Web申込期間	受講料テキスト代(消費税込)	受講料 納入期限	会場	受講資格
9/12	7/30～8/1	非会員事業場 14,080円 会員事業場 12,980円	8/5	オロシティーホール	化学物質を取り扱う事業場等（製造事業場を除く）で化学物質管理者として職務を担う方